

平成 27 年 11 月 6 日

## 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視 ＜結果に基づく勧告＞

総務省では、家畜伝染病の発生予防対策及びまん延防止対策の推進を図る観点から、家畜伝染病対策の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとしましたので、公表します。

### 【本件連絡先】

総務省行政評価局

農林水産、環境、防衛担当評価監視官室

担 当：安仲、湯浅

電話（直通）：03-5253-5439

F A X：03-5253-5443

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h27.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h27.html)

# 家畜伝染病対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：平成27年11月6日  
勧告先：農林水産省、環境省

## 背景

- ◆ 平成23年4月、家畜伝染病予防法の改正により、家畜伝染病に対する防疫措置を強化  
(法改正の主な内容) **発生予防** 畜産農家に対する消毒設備の設置義務、入国者に対する質問の権限付与など **まん延防止** 殺処分した家畜の埋却地等の確保義務など  
✓ 平成22年に宮崎県で口蹄疫(牛・豚約30万頭殺処分)、22～23年に宮崎県等9県で高病原性鳥インフルエンザ(鶏約183万羽殺処分)が発生したことによる大きな被害が契機
- ◆ 近隣諸国(中国、韓国等)において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が継続的に発生  
我が国でも平成26年4月～27年1月に高病原性鳥インフルエンザが熊本県等5県で発生(鶏約46万羽殺処分)
- ◆ 実効性のある対策が講じられるよう、法改正事項を中心に現場での発生予防・まん延防止対策の実施状況を調査(14動物検疫所、17道府県、20家畜保健衛生所等)

## 課題

発生予防対策の効果的・的確な実施

まん延防止対策の迅速・的確な実施

## 主な調査結果

衛生管理基準の遵守

• 度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守

水際対策

• 入国者に対する質問等の取組が不十分

被害想定に応じた人員の確保(動員計画)

• 動員計画未作成の県あり  
• 県内最大規模の農場での発生を未想定、関係機関等との人員確保の事前調整も不十分

## 主な勧告

■ 指導の徹底・厳正な対処

■ 質問等の有効性等の検証、見直し

■ 動員計画の速やかな作成

■ 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、関係機関等との速やかな調整

# 1 発生予防対策

## 調査結果

結果報告書P91～P116

### 衛生管理基準の遵守

#### ・県の度重なる指導にもかかわらず、畜産農家において、消毒設備の未設置など衛生管理基準を不遵守

○畜産農家には衛生管理基準（農林水産大臣が定める飼養衛生管理基準）の遵守義務。都道府県が遵守を指導

⇒衛生管理基準を遵守していない1,794農場中、830農場（46%）が複数年連続で不遵守（平成23年4月～26年10月）

⇒830農場中、255農場（31%）が車両用の消毒薬を常備していないなど基本的な衛生管理に問題

## 勧告

■ 畜産農家への指導の徹底、厳正な対処について、都道府県を指導

（農林水産省）

### 水際対策

結果報告書P18～P22

#### ・入国者に対する質問等の取組が不十分

○農林水産省（動物検疫所）は、空港等で、口蹄疫等の発生国（中国、韓国等）からの入国者に対し、質問票の配布又は家畜防疫官の口頭質問により消毒が必要な物品の有無を確認

⇒8空港（注）での質問票の配布は計画上、対象国からの到着便の2%

しかし、配布実績はこのうちの38%にとどまる

また、質問に対する回答率は質問票20%、口頭質問を加えても48%（平成25年度）

※農林水産省（動物検疫所）も現状の取組の有効性等の検証に着手

（注）成田、羽田、中部、関西、新千歳、福岡、宮崎、鹿児島各空港

■ 質問等の取組について、有効性等の検証を早期に終え、必要な見直し

（農林水産省）

### 野鳥監視

結果報告書P34～P39

#### ・野鳥の糞便採取調査における採取地点・時期の見直しが不十分

○都道府県は、野鳥からの家畜伝染病の感染を防止するため、野鳥の糞便採取調査等を実施

⇒採取地点や時期の見直しを行わないまま、継続して調査を実施した結果、採取実績が全くない又は低調となっている例（平成23年10月～26年4月）あり（3/17県）

■ 採取地点・採取時期を適時に見直すよう都道府県に助言

（環境省）

## 2 まん延防止対策

### 調査結果

結果報告書P195～P204

被害想定に応じた  
人員の確保  
(動員計画)

- ・動員計画未作成の県あり
  - ・県内最大規模の農場での発生を未想定、  
関係部局・機関との人員確保のための事前調整も不十分
- 国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等について、初動措置等の具体的かつ技術的な指針として、  
特定家畜伝染病防疫指針を作成
- 都道府県は、口蹄疫等の発生に備え、具体的な被害想定とそれに応じた人員の確保計画を作成
- ⇒口蹄疫の動員計画未作成（2/17県）
- ⇒動員計画を作成しているものの、県内最大規模の農場での発生を未想定  
動員する関係機関等との事前調整が未了  
(口蹄疫12/15県、高病原性鳥インフルエンザ11/17県)

### 勧告

- 動員計画の速やかな作成
- 最大規模の農場での発生を想定した動員計画作成、  
関係機関等との事前調整の速やかな完了について  
都道府県を指導  
(農林水産省)

埋却地

結果報告書P205～P221

- ・殺処分した家畜の埋却地等が未確保の畜産農家あり
- 畜産農家は、殺処分した家畜の処理のため、埋却地の確保又は焼却等の準備措置を講ずる義務
- ⇒県内農場のほぼ100%で埋却地等を確保済みの県（山梨、宮崎）がある一方、  
確保が遅れている県あり  
(確保率60%未満：乳用牛2/17県、肉用牛6/17県、豚4/17県、鶏1/17県)

- 埋却地等の確保の促進、  
未確保農家への支援  
について都道府県を指導  
(農林水産省)